





第九六号 平成六年十月十三日受理  
被爆者援護法の早期制定に関する請願

請願者 広島市東区戸坂桜東町一ノ二三一

下江智江子

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇〇号 平成六年十月十三日受理

国民健康保険制度の改革に関する請願

請願者 千葉市中央区新宿一ノ八ノ一社団

法人

千葉東青色申告会会长 鈴木

誠事

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民年金法等の一部を改正する法律案(第

百二十九回国会提出、衆議院継続審査)

国民年金法等の一部を改正する法律案

[本号(その二)に掲載]

平成六年十一月八日印刷

平成六年十一月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F



のであるとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間	金額
六月以上一二月未満	三五、一〇〇円
一二月以上一八月未満	七〇、一〇〇円
一八月以上二四月未満	一〇五、三〇〇円
二四月以上三〇月未満	一四〇、四〇〇円
三〇月以上三六月末	一七五、五〇〇円
三六月以上	二一〇、六〇〇円

4 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた第一号被保険者としての被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。

5 脱退一時金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査会に対しても審査請求をすることができる。

6 第百一条第三項から第五項まで及び第一百一十六条、第十九条第一項、第四項及び第五項、第二十三条、第二十四条、第一百五条第四項、第一百七条第一項、第一百九条並びに第一百十一条の規定は、脱退一時金について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定めることとする。

7 第十六条、第十九条第一項、第四項及び第五項、第二十三条、第二十四条、第一百五条第四項、第一百七条第一項、第一百九条並びに第一百十一条の規定は、脱退一時金について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(厚生年金保険法の一部改正)  
第十五条の一部を次のように改正する。

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	九二、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一一七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一一七、〇〇〇円以上 一二四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円以上 一二三、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満

第一〇級	第一一級	第一二級	第一三級	第一四級	第一五級	第一六級	第一七級	第一八級	第一九級	第一級
一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満	一六〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満	一九〇、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上
一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
二三〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
二五〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満	二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
二七〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	三〇〇、〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満	三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満	三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
三〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満	三〇〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
三三〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円以上	三九〇、〇〇〇円未満	三九〇、〇〇〇円以上	三九〇、〇〇〇円未満
三六〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円以上	三九〇、〇〇〇円未満	三六〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円以上	四二〇、〇〇〇円未満	四二〇、〇〇〇円以上	四二〇、〇〇〇円未満	四二〇、〇〇〇円以上	四二〇、〇〇〇円未満
三九〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円以上	四四〇、〇〇〇円未満	三九〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
四二〇、〇〇〇円	四二〇、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満	四二〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
四五五、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	五〇〇、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円以上	五三〇、〇〇〇円未満	五〇〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
五三〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円以上	五六〇、〇〇〇円未満	五三〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満	五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満	五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
五六〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円以上	五九〇、〇〇〇円未満	五六〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円以上	六一〇、〇〇〇円未満	六一〇、〇〇〇円以上	六一〇、〇〇〇円未満	六一〇、〇〇〇円以上	六一〇、〇〇〇円未満
五九〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円以上	六三〇、〇〇〇円未満	五九〇、〇〇〇円	六三〇、〇〇〇円	六三〇、〇〇〇円以上	六五〇、〇〇〇円未満	六五〇、〇〇〇円以上	六五〇、〇〇〇円未満	六五〇、〇〇〇円以上	六五〇、〇〇〇円未満
六三〇、〇〇〇円	六三〇、〇〇〇円以上	六九〇、〇〇〇円未満	六三〇、〇〇〇円	六九〇、〇〇〇円	六九〇、〇〇〇円以上	七一〇、〇〇〇円未満	七一〇、〇〇〇円以上	七一〇、〇〇〇円未満	七一〇、〇〇〇円以上	七一〇、〇〇〇円未満
六九〇、〇〇〇円	六九〇、〇〇〇円以上	七五〇、〇〇〇円未満	六九〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円以上	七九〇、〇〇〇円未満	七九〇、〇〇〇円以上	七九〇、〇〇〇円未満	七九〇、〇〇〇円以上	七九〇、〇〇〇円未満
七五〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満	七五〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五〇、〇〇〇円未満	八五〇、〇〇〇円以上	八五〇、〇〇〇円未満	八五〇、〇〇〇円以上	八五〇、〇〇〇円未満
八一〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八七〇、〇〇〇円未満	八一〇、〇〇〇円	八七〇、〇〇〇円	八七〇、〇〇〇円以上	九一〇、〇〇〇円未満	九一〇、〇〇〇円以上	九一〇、〇〇〇円未満	九一〇、〇〇〇円以上	九一〇、〇〇〇円未満
八七〇、〇〇〇円	八七〇、〇〇〇円以上	九三〇、〇〇〇円未満	八七〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円以上	九七〇、〇〇〇円未満	九七〇、〇〇〇円以上	九七〇、〇〇〇円未満	九七〇、〇〇〇円以上	九七〇、〇〇〇円未満
九三〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円以上	九九〇、〇〇〇円未満	九三〇、〇〇〇円	九九〇、〇〇〇円	九九〇、〇〇〇円以上	一〇三〇、〇〇〇円未満	一〇三〇、〇〇〇円以上	一〇三〇、〇〇〇円未満	一〇三〇、〇〇〇円以上	一〇三〇、〇〇〇円未満
九九〇、〇〇〇円	九九〇、〇〇〇円以上	一〇五〇、〇〇〇円未満	九九〇、〇〇〇円	一〇五〇、〇〇〇円	一〇五〇、〇〇〇円以上	一一一〇、〇〇〇円未満	一一一〇、〇〇〇円以上	一一一〇、〇〇〇円未満	一一一〇、〇〇〇円以上	一一一〇、〇〇〇円未満
一一一〇、〇〇〇円	一一一〇、〇〇〇円以上	一一七〇、〇〇〇円未満	一一一〇、〇〇〇円	一一七〇、〇〇〇円	一一七〇、〇〇〇円以上	一二三〇、〇〇〇円未満	一二三〇、〇〇〇円以上	一二三〇、〇〇〇円未満	一二三〇、〇〇〇円以上	一二三〇、〇〇〇円未満
一二三〇、〇〇〇円	一二三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満	一二三〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三七〇、〇〇〇円未満	一三七〇、〇〇〇円以上	一三七〇、〇〇〇円未満	一三七〇、〇〇〇円以上	一三七〇、〇〇〇円未満
一三七〇、〇〇〇円	一三七〇、〇〇〇円以上	一四四〇、〇〇〇円未満	一三七〇、〇〇〇円	一四四〇、〇〇〇円	一四四〇、〇〇〇円以上	一五一〇、〇〇〇円未満	一五一〇、〇〇〇円以上	一五一〇、〇〇〇円未満	一五一〇、〇〇〇円以上	一五一〇、〇〇〇円未満
一五一〇、〇〇〇円	一五一〇、〇〇〇円以上	一五八〇、〇〇〇円未満	一五一〇、〇〇〇円	一五八〇、〇〇〇円	一五八〇、〇〇〇円以上	一六五〇、〇〇〇円未満	一六五〇、〇〇〇円以上	一六五〇、〇〇〇円未満	一六五〇、〇〇〇円以上	一六五〇、〇〇〇円未満
一六五〇、〇〇〇円	一六五〇、〇〇〇円以上	一七二〇、〇〇〇円未満	一六五〇、〇〇〇円	一七二〇、〇〇〇円	一七二〇、〇〇〇円以上	一七八〇、〇〇〇円未満	一七八〇、〇〇〇円以上	一七八〇、〇〇〇円未満	一七八〇、〇〇〇円以上	一七八〇、〇〇〇円未満
一七八〇、〇〇〇円	一七八〇、〇〇〇円以上	一八一〇、〇〇〇円未満	一七八〇、〇〇〇円	一八一〇、〇〇〇円	一八一〇、〇〇〇円以上	一九〇〇、〇〇〇円未満	一九〇〇、〇〇〇円以上	一九〇〇、〇〇〇円未満	一九〇〇、〇〇〇円以上	一九〇〇、〇〇〇円未満
一九〇〇、〇〇〇円	一九〇〇、〇〇〇円以上	一九九〇、〇〇〇円未満	一九〇〇、〇〇〇円	一九九〇、〇〇〇円	一九九〇、〇〇〇円以上	二〇七〇、〇〇〇円未満	二〇七〇、〇〇〇円以上	二〇七〇、〇〇〇円未満	二〇七〇、〇〇〇円以上	二〇七〇、〇〇〇円未満
二〇七〇、〇〇〇円	二〇七〇、〇〇〇円以上	二一七〇、〇〇〇円未満	二〇七〇、〇〇〇円	二一七〇、〇〇〇円	二一七〇、〇〇〇円以上	二二五〇、〇〇〇円未満	二二五〇、〇〇〇円以上	二二五〇、〇〇〇円未満	二二五〇、〇〇〇円以上	二二五〇、〇〇〇円未満
二二五〇、〇〇〇円	二二五〇、〇〇〇円以上	二三五〇、〇〇〇円未満	二二五〇、〇〇〇円	二三五〇、〇〇〇円	二三五〇、〇〇〇円以上	二四三〇、〇〇〇円未満	二四三〇、〇〇〇円以上	二四三〇、〇〇〇円未満	二四三〇、〇〇〇円以上	二四三〇、〇〇〇円未満
二四三〇、〇〇〇円	二四三〇、〇〇〇円以上	二五二〇、〇〇〇円未満	二四三〇、〇〇〇円	二五二〇、〇〇〇円	二五二〇、〇〇〇円以上	二六〇〇、〇〇〇円未満	二六〇〇、〇〇〇円以上	二六〇〇、〇〇〇円未満	二六〇〇、〇〇〇円以上	二六〇〇、〇〇〇円未満
二六〇〇、〇〇〇円	二六〇〇、〇〇〇円以上	二六九〇、〇〇〇円未満	二六〇〇、〇〇〇円	二六九〇、〇〇〇円	二六九〇、〇〇〇円以上	二七七〇、〇〇〇円未満	二七七〇、〇〇〇円以上	二七七〇、〇〇〇円未満	二七七〇、〇〇〇円以上	二七七〇、〇〇〇円未満
二七七〇、〇〇〇円	二七七〇、〇〇〇円以上	二八六〇、〇〇〇円未満	二七七〇、〇〇〇円	二八六〇、〇〇〇円	二八六〇、〇〇〇円以上	二九五〇、〇〇〇円未満	二九五〇、〇〇〇円以上	二九五〇、〇〇〇円未満	二九五〇、〇〇〇円以上	二九五〇、〇〇〇円未満
二九五〇、〇〇〇円	二九五〇、〇〇〇円以上	三〇四〇、〇〇〇円未満	二九五〇、〇〇〇円	三〇四〇、〇〇〇円	三〇四〇、〇〇〇円以上	三一三〇、〇〇〇円未満	三一三〇、〇〇〇円以上	三一三〇、〇〇〇円未満	三一三〇、〇〇〇円以上	三一三〇、〇〇〇円未満
三一三〇、〇〇〇円	三一三〇、〇〇〇円以上	三二三〇、〇〇〇円未満	三一三〇、〇〇〇円	三二三〇、〇〇〇円	三二三〇、〇〇〇円以上	三三二〇、〇〇〇円未満	三三二〇、〇〇〇円以上	三三二〇、〇〇〇円未満	三三二〇、〇〇〇円以上	三三二〇、〇〇〇円未満
三三二〇、〇〇〇円	三三二〇、〇〇〇円以上	三四二〇、〇〇〇円未満	三三二〇、〇〇〇円	三四二〇、〇〇〇円	三四二〇、〇〇〇円以上	三五一〇、〇〇〇円未満	三五一〇、〇〇〇円以上	三五一〇、〇〇〇円未満	三五一〇、〇〇〇円以上	三五一〇、〇〇〇円未満
三五一〇、〇〇〇円	三五一〇、〇〇〇円以上	三六一〇、〇〇〇円未満	三五一〇、〇〇〇円	三六一〇、〇〇〇円	三六一〇、〇〇〇円以上	三七〇〇、〇〇〇円未満	三七〇〇、〇〇〇円以上	三七〇〇、〇〇〇円未満	三七〇〇、〇〇〇円以上	三七〇〇、〇〇〇円未満
三七〇〇、〇〇〇円	三七〇〇、〇〇〇円以上	三八一〇、〇〇〇円未満	三七〇〇、〇〇〇円	三八一〇、〇〇〇円	三八一〇、〇〇〇円以上	三九〇〇、〇〇〇円未満	三九〇〇、〇〇〇円以上	三九〇〇、〇〇〇円未満	三九〇〇、〇〇〇円以上</td	



による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付について、同条第一項本文若しくは同条第三項又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

最初の三月三十日が終了したに改め、同項第二号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。  
第八十一条第四項中「並びに」の下に「第八十九条の二第一項に規定する特別保険料」を

4 数を切り捨てた額)に千分の十を乗じて得た額とする。

5 前項の規定による基本方針は、この法律(これに基づく命令を含む)その他の法令に反するものであつてはならない。

3 第百三十九条に次の二項を加える。

前項の規定により老齢厚生年金の一部の支給の停止の解除を申請した者又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより他の被用者年金各法による退職共済年金であつて政令で定めるものの一部の支給の停止の解除を申請した者については、前条第二項の規定は、適用しない。

第八十一条の第二項中「算定した額」の下に「(第二百三十九条第五項又は第六項に規定する申出を行つた加入員の標準報酬月額であつて同条第五項又は第六項に規定する期間に係るものに当該代行保険料率を乗じて得た額の二分の一に相当する額を控除した額とする。」を加える。

第九十一条中「保険料」の下に「又は特別保険料（以下「保険料等」という。）」を加える。  
第九十二条第一項及び第三項中「保険料」を  
読み替えは、政令で定める。

に申出をしたときは第一項及び第二項の規定にかかるわらず、その申出をした日の属する月からの育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る第一項及び第二項の規定による加入員の負担すべき掛金のうち、加入員分免除保険料相当額（当該加入員の標準報酬月額に第八十一条の二第一項に規定する毎年賃金比率を乗じて得た額の二分之一

3 前項に規定する者に、退院厚生年金（預保者に対するものに限る）の額の三分の二に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

「移附開港場」に付加する。  
2 第百三十三条に次の二項を加える。  
第三十一条の二第一項の規定による申請に基づきその一部の支給の停止が解除されてい  
る場合は、第三十一条の二第一項の規定によ

4 前条第三項及び第四項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

する育児休業（以下単に「育児休業」という）をしている被保険者が、都道府県知事に申出をしたときは、前条第一項の規定にかかるわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同項の規定による被保険者の負担すべき保険料の額を免除する。

第五章中第八十九条の次に次の二条を加え

る老齢厚生年金の受給権者は基金が支給する場合、年金給付について前項の規定を適用する場合においては、同項中「規定する額」とあるのは、「規定する額の二分の一」に相当する額とする。

第一百三十六条の三第三項中「及び前二項」を「並びに第一項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

**害等級**（以下この条において単に「障害等級」）

(特別保険料)

「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第五十九条第一項第二号中「未満であるか」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか」に改める。

第六十三条第二項第一号中「が、十八歳に達した」を「について、十八歳に達した日以後の間にあるか」に改める。

第八十九条の二 政府は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、第八十一条の規定により徴収する保険料のほか、特別保険料を徴収する。

2 特別保険料は、被保険者が賞与等（賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受け取るすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受け取るもの）をいう。（以下同じ。）

3 特別保険料額は、賞与等の額（その額に百分未満の端数がある場合においては、その端

臣の認定を受けた基金は、同項に規定する契約を締結しようとする場合においては、年金給付等積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該契約及び当該契約締結後に締結しようとする同条第一項又は第二項に規定する契約（政令で定める保険の契約を除く。）の相手方である信託会社、生命保険会社又は投資顧問業者に対して、協議に基づき当該基本方針の趣旨に沿つて運用すべきことを、厚生省令で定めるところにより、示さなければならぬ。

8  
当該加入員から前条第六項に規定する申出があつたときは、第一項から第四項までの規定にかかるらず、その申出のあつた日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る第一項から第四項までの規定による加入員の負担すべき徴収金のうち、加入員分免除保険料相当額から前条第六項の規定により免除された額を控除した額を免除する。

第二百六十三条の二に次の一項を加える。  
第三十八条の二第一項の規定による申請に基づきその一部の支給の停止が解除されてい

る老齢厚生年金の受給権者について前項の規定を適用する場合においては、同項中「その

支給を停止」とあるのは、「その額の二分の一に相当する部分の支給を停止」とする。

附則第四条の三第三項中「保険料」を「保険料等」に改め、「第八十六条第一項」の下に「(第八十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第六項中「保険料」を「保険料等」に改め、「第八十六条第一項」の下に「(第八十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「第八十六条第一項」の下に「(第八十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を、「第八十三条第一項」の下に「(第八十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「保険料」を「保険料等」に改め、「第八十四条」の下に「(第八十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の規定による被保険者（前項ただし書に規定する事業主の同意がある者を除く。）における場合は「附則第四条の三第七項」と、  
「負担すべき保険料の額」とあるのは「負担すべき保険料の半額」とする。

附則第八条を次のように改める。

第八条 当分の間、六十五歳未満の者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の被保険者期間を有すること。

三 第四十二条ただし書に該当しないこと。

附則第九条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定による老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した當時」とあるのは「附則第九条の二第一項の規定による老齢厚生年金の額を改定する場合を除く。」は、当該老齢厚生年金の額は、第四十三条の規定にかかる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、附則第九条第二項の規定により老齢厚生年金の額を改定する。

3 第四十四条の規定は、前条の規定による老齢厚生年金の額については、適用しない。

附則第九条第四項を削る。

附則第九条の次に次の三条を加える。

第九条の二 附則第八条の規定による老齢厚生年金（第四十三条及び前条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が、被保険者でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第四項、次条第五項及び附則第九条の四第六項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるときは）、その者は、老齢厚生年金の額の計算に係る特例の適用を請求することができること。

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第四十三条の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3

4 第一項の規定によりその額が計算されてい

る附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、前三項の規定にかかわらず、第四十三条の規定により当該老齢厚生年金の額を計算するものとし、障害状態に該当しなくなつた月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当时、次の各号のいずれかに該当した場合においては、この限りでない。

1 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間が四十五年以上であるこ

と。

一 当該老齢厚生年金が、附則第十一条の三第四項の規定により、附則第十一条の二、第十一条の三第一項から第三項まで、第十一条の四、第十三条第三項から第五項まで及び第十三条の二の規定の適用について、附則第十一条の三第一項に規定する坑内月額の千分の七・五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額

2 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四

十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した當時」とあるのは「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して

3 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四

十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した當時」とあるのは「附則第九条の三第三項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第三項

4 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四

十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した當時」とあるのは「附則第九条の三第三項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第三項

5 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四

十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した當時」とあるのは「附則第九条の三第三項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第三項

6 のは「附則第九条及び第九条の二第二項」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同

条第三項中「受給権者がその権利を取得した

当時」とあるのは「附則第九条の二第一項の

請求があつた当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

7 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

8 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

9 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

10 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

11 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

12 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

13 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

14 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

15 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

16 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

17 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

18 ついて前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「前条」とあるのは「附則第九条の三第一項においてその例によるものとされた附則第九

条の二第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九

条の二第二項第一号に規定する額」と読み替

5 前条第四項本文に規定する場合において、当該受給権者(被保険者期間が四十五年以上である者であつて、その者に係る老齢厚生年金が同項各号のいずれにも該当しないものであるものに限る)が障害状態に該当しなくなつた後、当該障害状態に該当しなくなつた月以前における被保険者の資格の喪失により

附則第九条第一項の規定を適用するとき(次条第六項の規定が適用される場合を除く。)は、前二項の規定の例により、年金の額を改定するものとする。

第六条の四 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した当时、その者に係る鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者(以下「坑内員たる被保険者」という。)であつた期間と船員として船舶に使用された被保険者(以下「船員たる被保険者」という。)であつた期間とを合算した期間が十五年以上であるときは、当該老齢厚生年金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、附則第九条の二第二項の規定の例により計算す

る。

2 前項に規定する坑内員たる被保険者であつた期間又は船員たる被保険者があつた期間の計算については、基金の加入員であつた期間に係る被保険者期間の計算の例による。

3 第四十四条及び第四十五条の二の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額について第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当时」とあるのは「附則第九条の四第四項においてその例によるものとされた附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失したとき」である。この場合は、附則第九条第一項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた當時、「当時」とあるのは「当時(その権利を取得した當時、当該老齢厚生年金の額の計算の基

第一項においてその例によるものとされた附則第九条の二第一項」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条规定する額」とあるのは

「附則第九条の二第一項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

4 被保険者である附則第八条の規定による老齢厚生年金(第四十三条及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者(坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者

であつて、その者に係る老齢厚生年金が同項各号のいずれにも該当しないものであるものに限る。)が障害状態に該当しなくなつた後、当該障害状態に該当しなくなつた月以前における

被保険者である附則第九条第一項の規定を適用するとき、前二項の規定により、年金の額を改定するものとする。

5 第四十四条及び第四十五条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当时」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して

一月を経過した当时(当該一月を経過した當時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、附則第九条第一項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当时。第三項において同じ。)と、「前条」とあるのは「附則第九条及び附則第九条の四第四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「受給権者が

その権利を取得した当时」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失したとき」である。この場合は、附則第九条第一項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた當時、「当時」とあるのは「当時(その権利を取得した當時、当該老齢厚生年金の額の計算の基

本条第一項及び第二項、附則第十一條の二第一項及び第二項並びに第十一條の四第一項及び第二項において同じ。)である日が属する月

において、その者の標準報酬月額と老齢厚生年金の百分の八十に相当する額を十二で除して得た額(次項において「基本月額」といいう。)との合計額が二十〇万円以下である

ときは、その月の分の当該老齢厚生年金に付いて、老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

2 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月において、老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

3 基本月額が二十〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円以下であるとき。

一 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、標準報酬月額が三十四万円以下であるとき。三十万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に標準報酬月額から三十四万円を控除して得た額に定めた額を加えた額。

二 基本月額が二十〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円以下であるとき。三十万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に標準報酬月額から三十四万円を控除して得た額を加えた額。

三 基本月額が二十〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円以下であるとき。三十万円と二分の一を乗じて得た額に標準報酬月額から三十四万円を控除して得た額を加えた額。

四 基本月額が二十〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円を超えるとき。

被保険者があつた期間の全部又は一部が基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第八条の規定による老齢厚生年金については、第一項中「老齢厚生年金の額の百分の八十」とあるのは、「第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額の百分の八十」とする。

附則第十一條の次に次の四

五条を加える。

第十一條の二 附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第九条及び第九条の二第一項から第三項まで又は第九条の三の規定によりそ



額をえた額に満たないときは、加給年金額を除く。」とする。

4 被保険者である障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者に限る。）が被保険者の資格を喪失した場合において、附則第九条第一項の規定による年金の額の改定が行われたときは、当該改定が行われた月以後においては、当該老齢厚生年金は、前条、前三項、次条、附則第十三条第三項から第五項まで及び第十三条の二の規定の適用については、坑内員・船員の老齢厚生年金とみなす。この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 第十一条の四 障害者・長期加入者の老齢厚生年金又は坑内員・船員の老齢厚生年金は、そ

の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月及びその者が被保険者である日が属する月を除く。）においては、当該老齢厚生年金に係る附則第九条の第二項第一号に規定する額に相当する部分の支給を停止する。

#### 2 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者であるが、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものが被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金に係る附則第九条の第二項第一号に規定する所定する年金額（当該老齢厚生年金について、附則第九条の規定にかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、当該老齢厚生年金に係る附則第九条の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受ける者について、同法第二十二条第一項に規定する所定付日数に相当する日数分（同法第二十二条の二第二項の規定により基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受ける者について、同法第二十二条第一項に規定する所定付日数に同法第二十二条の二第一項の規定により基本手当を支給する日数を加えた

額をえた額に満たないときは、加給年金額を除く。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を含む。以下の項において「報酬比例部分等の

額」という。）につき前条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額と当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分（報酬比例部分等の額につき前条の規定を適用して計算した場合において、報酬比例部分等の額につき支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の全部）の支給を停止するものとする。

#### 3 第一項に規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項に規定する同条第二項第二号に規定する額及び同項第一号に規定する額を計算する場合において生じる百円未満の端数の処理については、政令で定める。

第十一条の五 附則第八条の規定による老齢厚生年金は、その受給権者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百六号）第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者に限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申し込みをしたときは、当該求職の申込みがあつた月の翌月から次の各月のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、その支給を停止する。

1 当該受給資格に係る雇用保険法第二十三条第二項に規定する受給期間が経過したときは、

2 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分（同法第二十二条の二第二項の規定により基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受ける者について、同法第二十二条第一項に規定する所定付日数に同法第二十二条の二第一項の規定により基本手当を支給する日数を加えた

日数に相当する日数分）の基本手当の支給を受け終わつたとき（同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わつたとき）。

前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月について、次の各号のいずれかに該当する月が、同項の規定は、その月の分の老齢厚生年金については、

#### 適用しない。

1 その月において、厚生省令で定めるところにより、当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

#### 2 その月の分の老齢厚生年金について、附則第十一條から第十二条の三まで又は前条第二項及び第三項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

#### 3 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により老齢厚生年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」といふ）に該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により老齢厚生年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」といふ）の数から前項第一号に規定する厚生省令で定めるところにより当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数を三十で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月について同じ。）の支給を受ける者について、同法第二十二条第一項に規定する所定付日数に同法第二十二条の二第一項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月（以下この項において「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」とある者は「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、同項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月）と、「同項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「同項中」「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者」が附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「同項中」「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者」が附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と読み替えるものとする。

#### 17 前二項の規定は、船員保険法第三十三条の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて、同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の

申込みをしたもの（第四項において準用する第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定め

第十一条の五 附則第十一条から前条までの規定により附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、第三十六条第二項の規定は、適用しない。

**附則第十二条中「第四十四条の三」を「第三十八条の二及び第四十四条の三」に改める。**

三項」を「附則第九条第二項」に改め、同条第

### 3 附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十一条から第十二条の三まで又は第十二

則第十一條から第十一條の三まで又は第十一  
条の四第二項及び第三項の規定によりその全  
部又は一部の支給が事上されてゐるものに限

一部又は一部の支給が停止されているものの範囲  
る。以下この条において同じ。)の受給権者  
に基金が支給する年金給付については、第百

第三百三十三条第一項の規定は適用しない。

**附則第十三条に次の二項を加える。**

被保険者は基金が支給する年金額に応じて、該当する年齢厚生年金がその全額につき支給を停止され、  
かかる場合（次の各号のいずれかに該当する）

ている場合(次の金員のいすれかに該当する場合を除く。)を除いては、その支給を停止する二二(二二)まない。(二二)、当該年金給付

することができない。たゞし、当該年金給付の額のうち、第一百三十二条第二項に規定する額と異なる部分については、二の限りでない。

一 当該老齢厚生年金が附則第十一条又は第十一条の二の規定によりその全額につき支

第十二条の二の規定による支給停止基準額を停止されている場合であつて、支給停止基準額(附則第十二条第二項又は附則第十二条の二第二項の規定による支給停止基

(同条第五項においてその例による場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額を控除して得た額(以下「代行部分の総額」という。)の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。  
二 当該老齢厚生年金(附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額(以下「坑内員・船員の加給年金額」という。)が加算されているものを除く。)が附則第十一条の三の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額(附則第十二条の三第三項において読み替えられた同条第二項の規定による支給停止基準額をいう。)が、老齢厚生年金の額に附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)において準用する第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額(以下「坑内員・船員の代行部分の総額」という。)の百分の八十に相当する額をえた額に満たないとき。  
三 当該老齢厚生年金(坑内員・船員の加給年金額が加算されているものを除く。)が附則第十二条の四第二項及び第三項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額(同条第二項において、同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十二条の三第三項において読み替えられた同条第二項の規定による支給停止基準額

をいう。)に附則第十一条の四第二項に規定する附則第九条の二第一項第一号に規定する額を加えた額が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

号又は第三号に規定する支給停止基準額をいう。)から当該老齢厚生年金の額(坑内員・船員の加給年金額並びに附則第十一条の四第二項及び第三項の規定の適用を受けたる老齢厚生年金に係る同条第二項に規定する附則第九条の二第一項第一号に規定する額を除く。)を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を坑内員・船員の代行部分

の総額で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額

第十三条の二 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が百六十二条の三第二項の規定により連合会が解散基金加入員に支給する年金給付（以下「解散基金に係る年金給付」という。）の受給権を有する者である場合であつて、附則第十二条から第十二条の三まで

まで又は第十一條の四第二項及び第三項の規定により当該老齢厚生年金がその額（坑内賃員の場合は三倍とする。）の一都二つ

員・船員の加給年金額を除く)の一部につき支給を停止されているときは、解散基金に係る三金合付(第百二十二号の三第五項の見

係る年金給付（第二百六十一條の二第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下二つを並び次のようにして「厚生基金」

以下この条及び次条において「解禁基金に係る代行部分」という。)について、その額の百分の二(二百五十一部)の三分の一(第一

額の百分の一十は相当する部分の支絆を停止する。

附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合、附則第一二二

有する者である場合であつて、附則第十一条又は第十二条の二の規定により当該老齢厚生年金の全額につき支給せしむることとする。

年金がその全額はつき支給を停止されているときは、解散基金に係る代行部分について、  
千の頂の百分の二一二四百六十九頂六、支給事

その額の百分の一十に相当する額は、支給停止基準額（前条第四項第一号に規定する支給停止基準額）、つまり、当該老齢厚生年金金額の

停止基準額をしきり）から三歳老齢厚生年金の額を控除して得た額に解散基金に保る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（第四項において「追加停止額」）

という。」を加えた額に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

3 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十一条の二又は第十二条の四第二項及び第三項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものに限る。）の額から坑内員・船員の加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る代行部分について、その額の百分の二十に相当する額に、支給停止基準額（前条第五項第三号に規定する支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額（坑内員・船員の加給年金額及び附則第十二条の四第二項及び第三項の規定の適用を受けたときの老齢厚生年金に係る同条第二項に規定する附則第九条の二第一項第一号に規定する額を除く。）を控除して得た額に解散基金に係る老齢厚生年金に係る同条第二項に規定する附則第九条の二第一項第一号に規定する額を除く。）を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を坑内員・船員の代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（次項において「坑内員・船員の追加停止額」という。）を加えた額に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

4 追加停止額及び坑内員・船員の追加停止額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

附則第十三条の二 附則第十一条の五の規定は、解

附則第十六条の規定による老齢厚生年金（附則第九条及び第十二条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、第十四条第一項及び第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは、「附則第八条の四第二項及び第三項による老齢厚生年金に係る附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き（当該請求があつた當時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるに限る。）においてその例による場合を含む。」並びに第十九条の二第一項（次条第二項及び附則第二十八条の二中「附則第九条第一項第二号」を「附則第九条の二第一項第二号（附則第九条の三第三項及び第三項（同条第五項における場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。）

3 附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条及び附則第九条の三第三項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）又は第十二条の四第四項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）の受給権者であつた者とあるのは、「受給権者と有する者」と読み替えるものとする。）を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、同条第一項から第四項までの規定中「受給権者」とあるのは、「受給権者と有する者」と読み替えるものとする。

附則第十六条の二 附則第九条の二第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定（月数）とあるのは、「月数（附則第二十条の二第一項に規定する旧共済組合員期間（昭和十七年六月から昭和二十年八月までの期間に係るものに限る。）を含む。）」とする。附則第二十八条の三第一項を次のように改める。

2 第四十四条第一項及び第六十二条第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定（月数）とあるのは、「月数（附則第二十条の二第一項に規定する旧共済組合員期間（昭和十七年六月から昭和二十年八月までの期間に係るものに限る。）を含む。）」とする。

3 附則第八条の規定による老齢厚生年金（付則第二十八条の三第一項を次のように改めたときのいすれにも該当するに至つたときは、その者に特例老齢年金を支給する。）

一 六十歳以上であること。  
二 一年以上の被保険者期間を有すること。  
三 被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

附則第十六条の二 附則第九条の二第一項の規定による老齢厚生年金の額の計算を「附則第九条並びに第十二条の四第一項及び第三項の規定による老齢厚生年金の額の計算」を「附則第二十八条の三第一項及び第三項の規定による老齢厚生年金の額の計算」として、日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

附則第二十九条 当分の間、被保険者期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者ではないものに限る。）であつて、第42条ただし書に該当するものその他これに準ずるものとして政令で定めるものは、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国内に住所を有するとき。  
二 障害厚生年金その他の政令で定める保険給付の受給権を有したことがあるとき。  
三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。  
四 この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行つことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をして、その者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、被保険者であつた期間に応じて、その期間の平均標準報酬月額に次

の表に定める率を乗じて得た額とする。

被保險者期間	率
六月以上二二月未滿	○·五
一二月以上一八月未滿	一·〇
一八月以上二四月未滿	一·五
二四月以上三〇月未滿	二·〇
三〇月以上三六月未滿	三·〇
三六月以上	二·五

「十二条の六」を加える。

**附則第十一條の六**を附則第十一條の七とし、  
四  
**五**

**附則第十一條の五**の次に次の二条を加える。

十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者に限る。)が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みを

たときは、当該求職の申込みがあつた月の翌月から次の各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、

その支給を停止する。  
一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十三条第一項に規定する受給期間が経過したとき。

二、当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分（同法

**第二十二条の二**第一項の規定により基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受ける者にあつては、同法第二十二条第一項に規定する

所定給付日数に同法第二十二条の二第一項の規定により  
基本手当を支給する日数を加えた日数に相当する日数分

の基本手当の支給を受け終わったとき（同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付を受け終わったとき）

**2** 終付が終わったとき  
前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月について、次

の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の老齢厚生年金については、適用しない。

二 その月の分の老齢厚生年金について、附則第十一條から  
こと。

第十一條の三まで又は前条第二項及び第三項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 第一項をのいすかに附当するに至つた場合において同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定

定により老齢厚生年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」という。）の数から前項第一号に規定

する厚生省令で定めるところにより当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数を三十二で除して得た数（一未満の當數が生じたときは、これを一に

切り上げるものとする。)を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する

月数分の直近の各月については、第一項の規定による老齢厚生年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

第七部 厚生委員会会議録第四号(その二)

定による支給停止基準額と前項各号に定める額(その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額(第七項において「坑内員・船員の調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額(以下この条において単に「加給年金額」という。)を除く。)以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

3 被保険者であつた期間の全部又は一部が金の加入員であつた期間である者に支給する坑内員・船員の老齢厚生年金については、前項中「同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えられた同条第二項」と、「全部」とあるのは「全部(調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)に相当するときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。)

5 被保険者であつた期間の全部又は一部が金の加入員であつた期間である者に支給する坑内員・船員の老齢厚生年金については、前項中「附則第十一條の三第二項」とあるのは「同条第三項」を「、第十一條の四第二項及び第三項又は第十一條の六」に改め、同条第四項に次の三号を加える。

四 当該老齢厚生年金が附則第十一條の四第二項及び第三項を「、第十一條の四第二項及び第三項又は第十一條の六」に改め、同条第四項に次の二号を加える。

五 前項第五号又は第六号のいずれかに該当するとき又は当該老齢厚生年金(坑内員・

受けることができるとときは、前一項の規定にかかるわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に応じ、当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十二を乗じて得た額(第七項において「坑内員・船員の調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(附則第九条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における支給停止基準額(同条第二項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一條の三第一項の規定による支給停止基準額をいう。)に附則第十一條の四第二項に規定する

附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額(その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十を乗じて得た額(第七項において「坑内員・船員の調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(附則第九条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における支給停止基準額(同条第二項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一條の三第一項の規定による支給停止基準額をいう。)に附則第十一條の四第二項に規定する

附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額(その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額以上であるとき。

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額以上であるとき。

三 第一項の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

四 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

五 当該老齢厚生年金(坑内員・船員の加給年金額を除く。)が、加給年金額を除く。)が、附加第十一條の六第三項において読み替えた同条第二項及び同条第七項(同条第八項においてこれらの規定を準用する場合における支給停止基準額が加算されているものを除く。)が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部

分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

六 当該老齢厚生年金(坑内員・船員の加給年金額を除く。)が、加給年金額を除く。)が、附加第十一條の六第五項において読み替えた同条第四項及び同条第七項(同条第八項においてこれらの規定を準用する場合における支給停止基準額が加算されているものを除く。)が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部

分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

七 調整額、坑内員・船員の調整額及び基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

八 前各項の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

九 附則第十一條の六第三項において読み替えた同条第二項及び同条第七項(同条第八項においてこれらの規定を準用する場合における支給停止基準額が加算されているものを除く。)が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部

分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額以上であるとき。

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額以上であるとき。

三 第一項の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

四 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

五 当該老齢厚生年金(坑内員・

6 附則第八条の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額以上であるとき。

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額以上であるとき。

三 第一項の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

四 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

五 当該老齢厚生年金(坑内員・船員の加給年金額を除く。)が、加給年金額を除く。)が、附加第十一條の六第三項において読み替えた同条第二項及び同条第七項(同条第八項においてこれらの規定を準用する場合における支給停止基準額が加算されているものを除く。)が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部

分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

六 当該老齢厚生年金(坑内員・船員の加給年金額を除く。)が、加給年金額を除く。)が、附加第十一條の六第五項において読み替えた同条第四項及び同条第七項(同条第八項においてこれらの規定を準用する場合における支給停止基準額が加算されているものを除く。)が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部

分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

七 調整額、坑内員・船員の調整額及び基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

八 前各項の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

九 附則第十一條の六第三項において読み替えた同条第二項及び同条第七項(同条第八項においてこれらの規定を準用する場合における支給停止基準額が加算されているものを除く。)が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部

分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

船員の加給年金額が計算されているものに限る。)が附則第十一條の六の規定により当該老齢厚生年金の額から坑内員・船員の加給年金額を控除した額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき。当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額から、調整後の支給停止基準額(附則第十一條の六第三項において読み替えられた同条第二項又は同条第五項において読み替えられた同条第四項及び同条第七項(同条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による調整後の支給停止基準額をいう。)から当該老齢厚生年金の額(坑内員・船員の加給年金額の代行部分の額を坑内員・船員の代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額

5 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十一条の六第三項において読み替えられた同条第二項又は同条第五項において読み替えられた同条第四項及び同条第七項（同条第八項においてこれら（規定を準用する場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金の全額又は当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものに限る。）の額から坑内員・船員の加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る代行部分について、その額の百分の二十に相当する額に、調整後の支給停止基準額（前条第五項第五号に規定する調整後の支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額（坑内員・船員の加給年金額を除く。）を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を坑内員・船員の代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（次項において「高年齢雇用継続給付を受給する坑内員・船員の追加停止額」という。）を加えた額に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

する法律の一部改正)  
第五条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第四条第一項中「附則第九条第一項第二号」を「附則第九条の二第二項第二号(同法附則第九条の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。)並びに第九条の四第一項(同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。)及び第四項(同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。)並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第号)附則第十七条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第十九条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。)に改め、同条第二項中「附則第九条第一項第一号」を「附則第九条の二第二項第二号」に改める。  
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第六条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第五条第一項を次のように改める。  
次の表の上欄に掲げる期間に係る厚生年金保険の被保険者期間(昭和六十一年三月以前の期間にあつては、船員保険の被保険者であつた期間を含む。)を有する者の平均標準報酬額(厚生年金保険法第百三十二条第一項、同法附則第二十九条第三項、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定によりなおその效力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十条第一項及び昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する平

昭和三十三年三月以前	一三・九六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・四七
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・一四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・三〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四
昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	七・八五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・八七
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・四三
昭和四十四年四月から昭和四十五年十月まで	六・一四
昭和四十六年十月まで	四・一五
昭和四十七年十一月から昭和四十八年十月まで	三・六〇
昭和四十八年十一月から昭和四十九年三月まで	二・六四

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五
昭和五十一一年八月から昭和五十二年三月まで	一・八六
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七一
昭和五十五年十月から昭和五十六年三月まで	一・四六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六二
昭和五十五年十月から昭和五十六年三月まで	一・三九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三九
昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	一・三九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一・三九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・九二
昭和三十三年三月以前	一三・七八

昭和五十五年十月から昭和五十六年三月まで	一・四八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三九
昭和五十九年四月から昭和六十一年三月まで	一・二七
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・一二
昭和五十九年四月から昭和六十一年三月まで	一・一〇
昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	一・一〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一一・九二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・九二
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・九二
昭和三十三年三月以前	一三・七八

昭和五十五年十月から昭和五十六年三月まで	一・四八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三九
昭和五十九年四月から昭和六十一年三月まで	一・二七
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・一〇
昭和五十九年四月から昭和六十一年三月まで	一一・九二
昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	一一・九二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一一・九二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・九二
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・九二
昭和三十三年三月以前	一三・七八

附則第五条第三項中「平成元年四月一日」を「平成六年四月一日」に、「五万四千六百七十五円」に第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる率に乗ずることとされる率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六万六千五百九十四円」に、「当該政令で定める額」を「六万六千五百九十四円」に改め、同条第四項中「附則第八十二条第一項に規定する額」の下に「(その額が第四十三条に定める額を上回るときは、同条に定める額)」を、「同条第三項中」の下に「にかわらず」とあるのは「にかわらず」と、「に係る第百三十二条第二項又は昭和六十年改正附則第八十二条第一項に規定する額を当該老齢厚生年金の額に算入する」を「が厚生年金基金の加入員であった期間でないものとして第一項の規定の例により計算した額とする」に改め、同条第五項中「同条に定める額」を「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「その額が第四十三条に定める額」とあるのは「その額が報酬比例部分の額」と、「同条に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」に改める。	附則第五条第三項並びに第十九条第三項及び第五項並びに第十九条第三項及び第五項
第七条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 附則第五条第五項中「附則第九条第四項」を	第八条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のとおり改正する。
昭和五十年四月から昭和五十五年七月まで	昭和五十年四月から昭和五十五年七月まで
昭和五十年一月から昭和五十五年三月まで	昭和五十年一月から昭和五十五年三月まで
昭和五十年九月まで	昭和五十年九月まで

附則第五条第二項中「又は前項に規定する政令で定める期間(昭和六十一年三月以前の期間に限る。)」を削り、「同項の」を「前項の」に改め、「上欄に掲げる期間又は」とあるのは「上欄に掲げる期間若しくは」と、「掲げる率に同項に規定する政令」とあるのは「掲げる率に同項に規定する政令」とを削り、同項の表を次のように改める。	第九条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)の一部を次のとおり改正する。
昭和五十年四月から昭和五十五年七月まで	昭和五十年四月から昭和五十五年七月まで
昭和五十年一月から昭和五十五年三月まで	昭和五十年一月から昭和五十五年三月まで
昭和五十年九月まで	昭和五十年九月まで





くは第三項若しくは第十五项第一項】に改め、同条第三項中「附則第九条第一項第一号」を「附則第九条の二第二項第一号」(同法附則第九条の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。)並びに第九条の四第一項(同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。)及び第四項(同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十七条第二項、第十八条第八项第一項第一号」を「附則第九条の二第二項第一号」に改める。

附則第六十条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「附則第九条第四項」を「附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。)並びに第九条の四第三項及び第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十七条第三項、第十八条第三項及び第五項、第十九条第三項及び第五項並びに第二十六条第三項及び第四項」を「附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。)並びに第九条の四第三項及び第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十三項及び第十四項」に改め、同条第二項中「附則第九条第四項」を「附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。)並びに第十九条第三項及び第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十三項及び第十四項」に改める。

附則第六十一条第一項中「及び同法附則第九条第四項」を「並びに同法附則第九条の二第二项、第九条の三第二項及び第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十九条第三項及び第五項並びに第二十六条第三項及び第十四項」に改める。

においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十七条第三項、第十八条第三項及び第五項、第十九条第三項及び第五項並びに第二十六条第十三項及び第十四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改  
正法附則第十八条第三項及び第二十九条第一項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項第二項中「附則第九条第一項第一号」を「附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第十九条の四第六項（同法附則第十八条の三第二項及び第二十九条の四第一項におけるその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十七条第二項、第十八条第三項及び第四項並びに第十九条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）」に改め  
る。

附則第六十二条第一項中「新厚生年金保険法附則第九条第二項及び第三項」を「厚生年金保険法附則第九条第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（老齢厚生年金の支給停止の特例）

第六十二条の一 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金に係る同法附則第九条の二第二項第一号に規定する額が当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（当該被保険者期間について附則第六十二条の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の当該被保険者期間とする。）を基礎として計算した附則第五十九条第二項第二号に規定する額を超えるものに限る。）に係る同法附則第十一条の四、第十一条の六第四項、第五項及び第八項、第十三条第四項

及び第五項並びに第十三条の二第三項並びに 平成六年改正法附則第一三三条第三項から第 五項まで、第二十五条第三項、第四項、第八 項及び第九項並びに第二十七条第一項及び第 四第一項	厚生年金保険法附則第十一 条の四第一項	当該老齢厚生年金に係る附則 第九条の二第二項第一号に規 定する額	当該老齢厚生年金の額の計算の 基礎となる被保険者期間（当該 被保険者期間について国民年金 法等の一部を改正する法律（昭 和六十年法律第三十四号）附則 第六十一条の規定の適用があつ た場合には、その適用がないも のとした場合の当該被保険者期 間とする）を基礎として計算 した同法附則第五十九条第一項 第二号に規定する額（以下この 条において「基礎年金相当部分 の額」という。）	二項の規定の適用については、当分の間、次 の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 に読み替えるものとする。
平成六年改正法附則第二十二 条第三項	厚生年金保険法附則第十一 条の四第三項	厚生年金保険法附則第十一 条の四第二項	当該老齢厚生年金に係る附則 第九条の二第二項第一号に規 定する額	当該老齢厚生年金相当部分の額 の計算の基礎となる被保険者期間（当該 被保険者期間について国民年金 法等の一部を改正する法律（昭 和六十年法律第三十四号）附則 第六十一条の規定の適用があつ た場合には、その適用がないも のとした場合の当該被保険者期 間とする）を基礎として計算 した同法附則第五十九条第一項 第二号に規定する額（以下この 条において「基礎年金相当部分 の額」という。）
当該老齢厚生年金に係る改正 後の厚生年金保険法附則第九 条の二第二項第一号に規定す る額	厚生年金保険法附則第十一 条	附則第九条の二第二項第一号 に規定する額	附則第九条の二第二項第一号 に規定する額	当該老齢厚生年金相当部分の額 の計算の基礎となる被保険者期間（当該 被保険者期間について昭和六十 年改正法附則第六十一条の規定
当該老齢厚生年金の額の計算の 基礎となる被保険者期間（当該 被保険者期間について昭和六十 年改正法附則第六十一条の規定				

平成六年改正法附則第二十三 条第五項	附則第九条の二第一項第一号に規定する額	平成六年改正法附則第二十三 条第四項	
		附則第九条の二第二項第一号に規定する額	附則第九条の二第二項第一号に規定する額
平成六年改正法附則第二十三 条第五項	改正後の厚生年金保険法附則 第九条の二第二項第一号に規定する額	基礎年金相当部分の額	基礎年金相当部分の額
	第三項に規定する改正後の厚 生年金保険法附則第九条の二 第二項第一号に規定する額並 びに前項に規定する同条第二 項第一号に規定する額及び同 項第一号に規定する額	基礎年金相当部分の額及び前項 に規定する同法附則第九条の二 第二項第二号に規定する額に經 過的加算相当額を加算した額	基礎年金相当部分の額に係る同項第一号に規定する 額から基礎年金相当部分の額を 控除して得た額(次項において 「経過的加算相当額」という。) を加算した額
			附則第九条の二第二項第一号に規定する額に係る同項第一号に規定する 額から基礎年金相当部分の額を 控除して得た額(次項において 「経過的加算相当額」という。) を加算した額

附則第六十三条第一項中「並びに同法附則第八条」を「同法附則第八条」に改め、「第二 条第一項、第二項、第五項から第七項まで及 び第十四項の規定は、同条第一項に規定する 老齢厚生年金の受給権者(女子に限る。)が 厚生年金保険の被保険者(前月以前の月に属 する日から引き続き当該被保険者の資格を有 する者に限る。)である日が属する月につい て、その者が船員保険法の規定による高齢雇 用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支 給を受けることができる場合について準用す る。この場合において、これらの規定に関し 必要な技術的読替えは、政令で定める。	おいて六十五歳以上であるときは、この限り でない。		
	附則第六十四条第一項中「平成八年四月一日」 を「平成十八年四月一日」に改め、同項に次の とされた規定の適用に關し必要な技術的読 替えは、政令で定める。	附則第七十一条第一項中「国民年金法等の一 部を改正する法律(平成六年法律第一 号)」を「平成六年改正法」に改める。	附則第七十一条第一項中「国民年金法等の一 部を改正する法律(平成六年法律第一 号)」を「平成六年改正法」に改める。
	附則第七十八条第一項中「第六項まで及び第 八項」を「第八項まで及び第十項」に改め、同 項第二項中「次項」の下に「及び第六項」を加 え、同項の表中旧厚生年金保険法第四十六条第 一項の項、旧厚生年金保険法第四十六条第二項 の項、旧厚生年金保険法第四十六条の七第一項 の項、旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項 の項及び旧交渉法第十九条の三第一項の項を削 り、同条中第八項を第十項とし、第五項から第 七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次 の二項を加える。	附則第七十八条第一項中「第六項まで及び第 八項」を「第八項まで及び第十項」に改め、同 項第二項中「次項」の下に「及び第六項」を加 え、同項の表中旧厚生年金保険法第四十六条第 一項の項、旧厚生年金保険法第四十六条第二項 の項、旧厚生年金保険法第四十六条の七第一項 の項、旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項 の項及び旧交渉法第十九条の三第一項の項を削 り、同条中第八項を第十項とし、第五項から第 七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次 の二項を加える。	附則第七十八条第一項中「第六項まで及び第 八項」を「第八項まで及び第十項」に改め、同 項第二項中「次項」の下に「及び第六項」を加 え、同項の表中旧厚生年金保険法第四十六条第 一項の項、旧厚生年金保険法第四十六条第二項 の項、旧厚生年金保険法第四十六条の七第一項 の項、旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項 の項及び旧交渉法第十九条の三第一項の項を削 り、同条中第八項を第十項とし、第五項から第 七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次 の二項を加える。
	5 旧厚生年金保険法第四十四条第一項及び第 三項(同法第五十一条第二項において準用す る場合を含む。以下この項において同じ。) の二項を加える。	5 旧厚生年金保険法第四十四条第一項及び第 三項(同法第五十一条第二項において準用す る場合を含む。以下この項において同じ。) の二項を加える。	5 旧厚生年金保険法第四十四条第一項及び第 三項(同法第五十一条第二項において準用す る場合を含む。以下この項において同じ。) の二項を加える。
	6 第百三十二条第二項に規定する額又は国民 年金法等の一部を改正する法律(昭和六十 年法律第三十四号)附則第八十二条第一項」と する。	6 第百三十二条第二項に規定する額又は国民 年金法等の一部を改正する法律(昭和六十 年法律第三十四号)附則第八十二条第一項」と する。	6 第百三十二条第二項に規定する額又は国民 年金法等の一部を改正する法律(昭和六十 年法律第三十四号)附則第八十二条第一項」と する。

附則第八十四条第四項中「新厚生年金保険法」 を「厚生年金保険法」に改める。	6 日が終了した」と、同法第五十九条第一項第 二号及び第六十三条第二項第二号中「十八歳 未満である」とあるのは「十八歳に達する日 以後の最初の三月三十一日までの間に有する」 と読み替えるものとする。		
	附則第八十六条第一項中「並びに同法附則第八 条」を「同法附則第八条」に改め、「第二 条第一項及び第六十三条第二項(同法第六十八 条の六において準用する場合を含む。以下この 項において同じ。)」の規定は同法による遺 族年金及び通算遺族年金について、それぞれ おその効力を有する。この場合において、 同法第四十四条第一項及び同条第三項第七号 を次のように改める。	附則第八十六条第一項中「並びに同法附則第八 条」を「同法附則第八条」に改め、「第二 条第一項及び第六十三条第二項(同法第六十八 条の六において準用する場合を含む。以下この 項において同じ。)」の規定は同法による遺 族年金及び通算遺族年金について、それぞれ おその効力を有する。この場合において、 同法第四十四条第一項及び同条第三項第七号 を次のように改める。	附則第八十六条第一項中「並びに同法附則第八 条」を「同法附則第八条」に改め、「第二 条第一項及び第六十三条第二項(同法第六十八 条の六において準用する場合を含む。以下この 項において同じ。)」の規定は同法による遺 族年金及び通算遺族年金について、それぞれ おその効力を有する。この場合において、 同法第四十四条第一項及び同条第三項第七号 を次のように改める。
2 前項の規定によりなおその効力を有するも のとされた規定の適用に關し必要な技術的読 替えは、政令で定める。	2 前項の規定によりなおその効力を有するも のとされた規定の適用に關し必要な技術的読 替えは、政令で定める。	2 前項の規定によりなおその効力を有するも のとされた規定の適用に關し必要な技術的読 替えは、政令で定める。	2 前項の規定によりなおその効力を有するも のとされた規定の適用に關し必要な技術的読 替えは、政令で定める。
附則第八十七条第一項中「第八項まで及び第 九項」を「十八歳に達した」とあるのは 「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一 日までの間に有する」とある。	附則第八十七条第一項中「第八項まで及び第 九項」を「十八歳に達した」とあるのは 「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一 日までの間に有する」とある。	附則第八十七条第一項中「第八項まで及び第 九項」を「十八歳に達した」とあるのは 「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一 日までの間に有する」とある。	附則第八十七条第一項中「第八項まで及び第 九項」を「十八歳に達した」とあるのは 「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一 日までの間に有する」とある。

十項」を「第十項まで及び第十二項」に改め、同条第三項中「次項」の下に「及び第七項」を加え、同項の表中旧船員保険法第三十八条第一項及び第三十九条ノ五第一項の項、旧船員保険法第三十八条第二項の項、旧船員保険法第三十九条ノ五第一項の項並びに旧交渉法第十六条第一項及び第十九条の三第二項の項を削り、同条中第十一項を第十三項とし、第六項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の二項を加える。

6 旧船員保険法第三十六条第一項の規定は同法による老齢年金について、同法第四十一条ノ二第一項の規定は同法による障害年金について、同法第二十三条第二項及び第五十条ノ四（同法第五十条ノ八ノ五において適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は同法による遺族年金及び通算遺族年金について、それぞれおその効力を有する。

この場合において、同法第二十三条第二項第一号中「十八歳以上ノ子又ハ孫」とあるのは「子又ハ孫（十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終シタルモノニ限ル）」と、同項第二号中「十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹」とあるのは「六十歳未満ノ兄弟姉妹（十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終シタルモノニ限ル）」と、同法第三十六条第一項及び第四十一条ノ二第一項中「十八歳未満ノ」とあるのは「十八歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日迄ノ間ニ在ル」と、「十八歳以上ト」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終シタル」と、同法第五十条ノ四第五号中「十八歳ニ達シタル」とあるのは「十八歳ニ達シタル」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する年金たる保険給付のうち老齢年金及び通算老齢年金並びに改正前の法律第五百五号による特別老齢年金（その受給権者が六十歳以上六十五歳未満であるものに限

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律)（厚生年金保険法附則第十三条第三項から第五項まで及び第十三条の二並びに平成六年改正法附則第二十一条、第二十二条並びに第十七条第一項及び第二項の規定の適用については、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（平成六年改正法附則第十七条の規定によりその額が計算されるものに限る。）とみなす。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。  
（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律）（昭和四十六年法律第百一十九号）の一部を次のように改正する。  
第百四条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「沖縄の厚生年金保険法」を「前二項に定めるもののほか、沖縄の厚生年金保険法」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。  
4 沖縄の厚生年金保険法による被保険者であつた期間を有する者（昭和二十年四月一日以前に生まれた者に限る。）であつて、政令で定めるところにより、昭和二十九年五月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間に、おいて国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六条第一項の適用事業所に相当する事業所又は事務所に使用されていた期間を有すると認められるものその他政令で定めるものは、厚生年金保険法の規定にかかわらず、同法第八十一条第一項の規定により徴収される保険料のほか、政令で定めるところにより、厚生年金保険の管掌者たる政府に保険料を納付することができる。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住権国後の自立の支援に関する法律の一部改正)  
の計算方法については、同法の規定にかかる  
らず、政令で定めるところによる。  
第十三条 中國残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住権国後の自立の  
支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を  
のように改正する。  
第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の二条を加える。  
**(国民年金の特例)**  
第十三条 永住権国した中國残留邦人等(明治四十四年四月一日以後に生まれた者であつて、永住権国した日から引き続  
一年以上本邦に住所を有するものに限る)に係る国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)による第一号被保険者としての被保険者期間その他の同法に規定する事項について  
は、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすること  
ができる。

5 事業団は、国民金融公庫法第四条第二項又は沖縄振興開発金融公庫法第二十条第三項の規定により国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

3 事業団は、第一項の規定による厚生大臣の承認を受けた財務諸表をその事務所に備えて置かなければならない。

第二十四条第一項中「次項」を「この条」に改め、同条に次の二項を加える。

〔証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）〕

第二十七条の二第一項第一号中「の取得」を「百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物（第六号において単に「標準物」という。）を含む。」の売買に改め、同項に次の二号を加える。

五 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

六 債券オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立又は解除させるのをいう。）の取得又は付与

第三十三条第一項中「第十八条第一項」の下に「又は第五項」を加える。

第三十五条第一号中「第十七条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第一号中「第十九条第二項」を「第十七条第三項、第十九条第二項」に改める。

第三十七条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

（年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律の一部改正）



**第一条** 政府は、長期的に安定した年金制度を維持していくため、平成七年以降において初めて行われる財政再計算の時期を由来として、年金事業の財政の将来の見通し、国民負担の推移、基礎年金の給付水準、費用負担の在り方等を勘案し、財源を確保しつつ、基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることについて総合的に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

**(国民年金の年金たる給付に関する経過措置)**

よる年金たる給付（附加年金を除く）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

（障害基礎年金の支給に関する経過措置）

る障害基礎年金（同法第三十条の四の規定によ  
る障害基礎年金を除く。）の受給権を有し  
（施行日）

ていたことがある者（同日において当該障害基礎年金の受給権を有する者を除く。）が、当該障害基礎年金の支給事由となつた傷病によ

（施行日）  
同日において同法第三十条第一項に規定する算定等級（以下この条において単に「算定等級」とい

級」という。に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は同一日から六十五歳に達する

日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき

は、その者は、平成六年十月一日（前日）において障害等級に該当する程度の障害の状態にない

者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき（から六十五歳に達する日の前日までの間に、同法第三十条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

2 施行日 平成六年十月一日前に昭和六十年改正法第一

条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による障害年金（旧国

第七部 厚生委員会会議録第四号(その一)

項において「旧法障害年金」という。の受給権を有していたことがある者（同日において当該旧法障害年金の受給権を有する者を除く。）が、当該旧法障害年金の支給事由となった傷病により、同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は（同月一日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、平成六年十月一日（施行日）（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

施行日 平成六年十月一日前に厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項。の規定された共済組合（以下単に「共済組合」という。）厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたもの及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は法律によって組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）が支給する障害共済年金若しくは障害年金（以下この項において「障害厚生年金等」という。）の受給権を有していたことがある者（同日において当該障害厚生年金等の受給権を有する者を除く。）が、当該障害厚生年金等の支給事由となつた傷病により、同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は（同月一日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、平成六年十月一日（施行日）（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

合を除く。)は、その者は、平成六年十月一日  
施行日  
**(同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときから六十五歳に達する日の前日までの間に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。**

4 前三项の請求があつたときは、国民年金法第三十条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。施行日

5 第一項の規定は、平成六年十一月一日前に国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権を有していたことがある者について準用する。

6 第二項の規定は、旧国民年金法による障害

<sup>7</sup> 福祉年金の受給権（昭和六十年改正法附則第十五条第三項の規定により消滅したものと除く。）を有していたことがある者について準用する。

請求があつたときは、国民年金法第三十条の四第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下この項において「傷病」という。）について初診日が昭和三十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にあるものに限る。（以下この項において「初診日」という。）において、国民年金の被保険者、厚生年金保険の被保険者、

船員保険の被保険者（昭和六十年改正法第五条）の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十九条ノ三の規定による被

漁業團体職員共済組合の任意継続組員を含む。) であつた者であつて、当該傷病による障害について障害基礎年金又は国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有していたことがないもの、<sup>施行日</sup>が、当該傷病により、平成六年十月一日において国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級(以下この項において単に「障害等級」といいう。)に該当する程度の障害の状態にあるとき、<sup>施行日の翌日</sup>又は同月二日から六十五歳に達する日の前日までに該当する程度の障害等級の状態に該当するに至ったときは、その者は、<sup>施行日</sup>平成六年十月一日(同日ににおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同法第三十条の四第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間(他の法令の規定により国民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るもの及び昭和六十年改正法附則第八条第二項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた期間に係るもの)がある。)と同条第一項に規定する旧保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間に係るものを含む。)があり、かつ当該被保険者期間に係る昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料納付済期間(同条第二項の規定により保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)と同条第一項に規定する旧保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の三分の一に満たないときは、<sup>施行日</sup>をした者に同項の障害基礎年金を支給する。の限りでない。

(老齢基礎年金の支給の繰上げに関する経過措置)

**第六条** 第一条の規定による改正後の国民年金法(以下「改正後の国民年金法」という。)附則第九条の二第一項の規定は、昭和十六年四月一日以前に生まれた者であつて国民年金の被保険者であるものについては、適用しない。

**2 改正後の国民年金法附則第九条の二第二項の規定による老齢基礎年金は、その受給権者(昭和十六年四月一日以前に生まれた者に限る。)が国民年金の被保険者であるときは、その間、その支給を停止する。**

(国民年金法による脱退一時金に関する経過措置)

**第八条** 改正後の国民年金法附則第九条の二第一項の規定は、この法律の公布の日において日本国内に住所を有しない者(同日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)については、適用しない。

2 この法律の公布の日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者については、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)がある者(同年四月一日において国民年金の被保険者であつて、同日以後に生れた者に限る。)については、適用しない。

平成八年四月から平成九年三月までの月分	一万二千二百円	平成八年
平成九年四月から平成十年二月までの月分	一万二千七百円	平成九年
平成十年四月から平成十一年三月までの月分	一万三千二百円	平成十年
平成十一年四月以後の月分	一万三千七百円	平成十一年

2 前項の規定にかかるわらず、国民年金法第八十七条第四項に定める保険料の額は、平成十二年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

(第三号被保険者の特例)

**第九条** 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者といふ。又は第三号被保険者

た者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)について改正後の国民年金法附則第九条の二第一項の規定を適用する場合においては、同条第三号中「最後に被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者については、同日後初めて日本国内に住所を有しなくなつた日)」とあるのは、「平成七年四月一日」とする。

(国民年金の保険料に関する経過措置)

**第九条** 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、改正後の国民年金法第八十七条第四項中「一万千七百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額(同表の下欄に掲げる年の前年までの間に改正後の国民年金法第十六条の二の規定により年金たる給付の額の改定が講ぜられたときは、平成五年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する同表の下欄に掲げる年前における直近の同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられた年の前年の年平均の物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乗じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)に読み替えるものとする。

2 前項の規定による届出は、平成九年三月三十日までに行わなければならない。

3 第一項の規定により届出が行われたときは、国民年金法附則第七条の二の規定にかかるわらず、届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。

4 国民年金法による老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢基礎年金若しくは通算老齢年金の受給権者が第一項の規定による届出を行い、前項の規定により届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあった日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 第二項の規定により第一項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六年改正法附則第十八条及び厚生年金保険法附則第十五条の規定の適用については、昭和六年改正法附則第十八条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」と、厚生年金保険法附則第十五条中「保険料納付済期間」とあるのは「保険料納付済期間に算入される期間」とする。

2 保険者(昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。)が六十五歳に達した場合において、前項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、同項の届出があつたものとみなす。

3 第一項の規定による申出をした者は、その申出をした日(前項の規定により申出があつたものとみなされた者については、六十五歳に達した日)に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

4 国民年金法第十三条第一項の規定は、第一項の規定による申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

2 保険料納付済期間に算入する被用者(国民年金法第五条第一項に規定する被用者)の被保険者若しくは組合員又は農林

漁業団体職員共済組合の任意継続組合員の資格を取得したとき。

三 第一項第一号に掲げる者に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四 七十歳に達したとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

六 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

七 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

八 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

九 第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、改正後の国民年金法第五十二条の二から第五十五条の五まで並びに改正後の国民年金法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれ

みなす。

一 第一項の規定による国民年金の被保険者については、改正後の国民年金法第八十九条及び第九条の規定を適用しない。

（厚生年金保険の年金たる保険給付の額に関する経過措置）

第十一條 平成六年九月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第十二條 平成六年十月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（昭和六十年改正法附則第四十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第十五条第一項又は昭和六十年改正法附則第四十三条第二項若しくは第五項の規定により当該被保険者の資格を有する者（以下「第四種被保険者」という。）及び昭和六十年改正法附則第四十四条第一項の規定により当該被保険者の資格を有する者（以下「船員任意継続被保険者」という。）を除く。）のうち、平成六年七月一日から同年九月三十日までの間に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三条第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同年同一月の標準報酬月額が八万六千円以下であるもの又は五十三万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。）の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項に該当するものとして政令で定めるものを含む。以下の項において「旧法障害年金」という。）の受給権を有していたことがある者（同日において

平成六年十月一日から平成七年九月までの各月の標準報酬とする。

二 標準報酬月額が九万二千円未満である第四種被保険者又は船員任意継続被保険者の平成六年十月から平成七年九月までの標準報酬月額は、昭和六十年改正法附則第五十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第二十六条又は昭和六十年改正法附則第五十条第三項の規定にかかるわらず、九万二千円とする。

（障害厚生年金の支給に関する経過措置）

第十三條 平成六年十月一日前に厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権を有していたことのある者（同日において当該障害厚生年金の受給権を有する者を除く。）が、当該障害厚生年金の支給事由となつた傷病により、同日において同法第四十七条第二項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は同日から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第十四條 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後の厚生年金保険法」という。）附則第九条の四第一項に規定する坑内員たる被保険者（以下単に「坑内員たる被保険者」という。）であった期間又は同項に規定する船員たる被保険者（以下単に「船員たる被保険者」という。）であった期間を有する六十歳未満の者（昭和二十一年四月一日以前に生まれた者に限る。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者については、改正後の厚生年金保険法附則第八条に該当するものとみなして同条の老齢厚生年金を支給する。

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第十五條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたもの及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下の項において「旧法障害年金」という。）の受給権を有していたことがある者（同日において

て当該旧法障害年金の受給権を有する者を除く。）が、当該旧法障害年金の支給事由となつた傷病により、同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は同日から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、平成六年十一月一日（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第十六條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第十七條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第十八條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第十九條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第二十條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第二十一條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第二十二條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第二十三條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第二十四條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第二十五條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第二十六條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第二十七條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第二十八條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第二十九條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第三十條 第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる被保険者（同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、障害等級に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、

（老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

期間又は船員たる被保険者であった期間の計算については、改正後の厚生年金保険法附則第九条の四第二項の規定を準用する。

3 第一項の規定は、坑内員たる被保険者であつた期間又は船員たる被保険者であつた期間を有する六十歳未満の者(昭和二十一年四月一日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者に限る)について準用する。この場合において、第一項第一号中「五十五歳」とあるのは、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳
昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳
昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	五十七歳
昭和二十五年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	五十八歳
昭和二十七年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	五十九歳

第十五条 当分の間、厚生年金保険の被保険者時間が四十五年以上あり、かつ、坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した時間が十五年以上ある六十歳未満の者(昭和二十一年四月二日以後に生まれた者であつて、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有しない者に限る)が、五十五歳に達した後に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、同条に該当するものとみなして同条の老齢厚生年金を支給する。

2 前項に規定する坑内員たる被保険者であつた期間又は船員たる被保険者であつた期間の計算

については、改正後の厚生年金保険法附則第九条の四第二項の規定の例により計算する。この場合において、同項第一号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であるときは、四百三十二とする。)」とする。

3 第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であるときは、「四百三十二」とする。この場合において、同項第一号中「当時」とあるのは、「当時(その権利を取得した當時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、附則第九条第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至ったとき)」とする。

2 昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であるときは、四百三十二とする。)」とする。

3 第十七条 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十四条の規定によるもの)を除く。以下この条において同じ。)の受給権者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、厚生年金保険法第四十三条及び

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚

生年金の額は、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。この場合において、同項第一号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であるときは、四百三十二とする。)」とする。

3 改正後の厚生年金保険法第四十四条及び第四十五条の二の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項中「当時」とあるのは、「当時(その権利を取得した當時、当該老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)附則第十八条第二項において同じ。)」と、「前条」とあるのは、「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)附則第十八条第二項において同じ。)」とする。

2 昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者

3 第十七条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項」と、「同条」とあるのは、「これらの規定」と、改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

4 改正後の厚生年金保険法附則第二十九条の二第二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

である間において、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合においては、厚生年金保険法第四十三条及び改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定は、改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項中「当時」とあるのは、「当時(その権利を取得した當時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、附則第九条第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至ったとき)」とする。

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。この場合において、改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項中「当時」とあるのは、「当時(その権利を取得した當時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、附則第九条第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至ったとき)」とする。

3 改正後の厚生年金保険法第四十四条及び第四十五条の二の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項中「当時」とあるのは、「当時(その権利を取得した當時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)附則第十八条第二項において同じ。)」と、「前条」とあるのは、「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)附則第十八条第二項において同じ。)」とする。

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満

二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

4 男子である改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(改正後の厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者に限る。)が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するものに限る。)の受給権者が(第一項の表の上欄に掲げる者に限る。)が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するものに限る。)

5

改正後の厚生年金保険法附則第四十四条及び第四十五条の二の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金についてのとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の厚生年金保険法附則第九条の三第三項及び第四項又は第九条の四第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

7

第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後においては、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

8

9

改正後の厚生年金保険法附則第八条の二第二項まで、第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第四項及び第五項の規定による老齢厚生年金の改定は行わない。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
----------------------	------

の額を改定する。

5 改正後の厚生年金保険法第四十四条及び第四十五条の二の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について

前項の規定を適用する場合に準用する。この場

合において、改正後の厚生年金保険法第四十四

条第一項中「その権利を取得した当时」とある

のは「国民年金法等の一部を改正する法律(平

成六年法律第 号)附則第十九条第一項の

表の下欄に掲げる年齢に達した当时(その年齢

に達した当时、当該老齢厚生年金の額の計算の

基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満

であつたときは、附則第九条第二項の規定によ

る)の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者に限る)による老齢厚生年金(改正後の厚生年

金保険法附則第九条の二第一項から第三項まで

の規定による老齢厚生年金の額の改定は行わない。

6 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定により計算する。

7 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の

厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第

四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九条

の二第二項第二号に規定する額」と読み替える

ものとする。

8 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の

厚生年金保険法附則第九条の三第三項及び第四

項又は第九条の四第四項及び第五項の規定によ

り当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、

前二項の規定は、適用しない。

9 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において

は、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するも

のとし、その年齢に達した月の翌月から、年金

の額を改定する。

10 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の

厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の規定によ

り当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、

前二項の規定は、適用しない。

11 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において

は、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するも

のとし、その年齢に達した月の翌月から、年金

の額を改定する。

12 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の

厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するも

のとし、その年齢に達した月の翌月から、年金

の額を改定する。

13 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の

厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するも

のとし、その年齢に達した月の翌月から、年金

の額を改定する。

14 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の

厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するも

のとし、その年齢に達した月の翌月から、年金

の額を改定する。

15 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の

厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するも

のとし、その年齢に達した月の翌月から、年金

の額を改定する。

16 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の

厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するも

のとし、その年齢に達した月の翌月から、年金

の額を改定する。

17 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の

厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するも

のとし、その年齢に達した月の翌月から、年金

の額を改定する。

18 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の

厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するも

のとし、その年齢に達した月の翌月から、年金

の額を改定する。

19 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下

欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の

厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の二第二項の規定により老齢厚生年金の額を計算するも

のとし、その年齢に達した月の翌月から、年金

の額を改定する。

8  
は、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第一項から第三項まで、第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第四項及び第五項の規定による老齢厚生年金の額の改定は行わない。

条の規定による老齢厚生年金（改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものに限られる。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第一項に規定する障害状態に該当しなくなった場合においては、同条第四項の規定は、適用しない。

2 章 第一節 厚生年金保険法  
第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者である日が属する月において、その者の標準報酬月額と基本月額との合計額が二十〇万円を超えるときは、その月の三分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金

則第八条の規定による老齢厚生年金（厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給するものに限る。）については、第一項中「標準報酬月額と老齢厚生年金の額」とあるのは「標準報酬月額と附則第十七条第三項、第十八条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において適用する改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。(以下この条において同じ。)」とあるのは「加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。(以下この条において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という。)と、「老齢厚生年金の額の百分の二十」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。次項において同じ。）の百分の二十」と、前項中「全部」であるのは「全部（支給停止基準額が、老齢厚生年金の額に、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき

4 前三項の規定により改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

第二十一条 改正後の厚生年金保険法附則第十一  
条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の  
老齢厚生年金（政令で定めるものを除く。以下  
同じ。）の受給権者が、男子であつて附則第十一  
八条第一項の表の上欄に掲げる者（前月以前の  
月に属する日において同表の下欄に掲げる年齢  
に達した者に限る）であるとき又は女子であつ  
て附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者  
(前月以前の月に属する日において同表の下欄  
に掲げる年齢に達した者に限る)であるときは、  
該年齢の算定に際しては、前月以前の月に属す  
る日における該年齢をもって該年齢とする。

に掲げる年齢に達した者に限る。)であるときは、当該老齢厚生年金について、改正後の厚生年金保険法附則第十一条の二の規定は適用せず、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「附則第十八条第三項、第十八条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」とあるのは、「改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。)」と読み替えるものとする。

第二十二条 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(その受給権者が、昭和十年四月一日以前に生まれた者であるものに限る)及びその受給権者については、その者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、改正後の厚生年金保険法附則第十三条第三項から第五項まで及び第十三条の二並びに附則第二十一条及び第二十七条の規定は適用せず、第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「改正前の厚生年金保険法」という)附則第十二条、第十三条第三項及び第十三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 当該老齢厚生年金の額につき附則第二十一条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額(当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額)

おけるその支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。））

2

前項に規定する老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者である場合においては、同項第一号中「その支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。））に代行部分の総額を加えた額」とする。

算した場合におけるその支給が停止される部分の額を加えた額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。）に代行部分の総額を加えた額）とする。

3

前二項の規定により改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の一部の支給を停止する場合においては、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

四 第二十三条 改正後の厚生年金保険法附則第十一条の四の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）については、適用しない。

五 改正後の厚生年金保険法附則第十二条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

六 前三項の規定により改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

七 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

八 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

九 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

十 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

十一 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

十二 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

十三 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

十四 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

十五 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

十六 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

十七 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

十八 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

十九 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

二十 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

二十一 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が平成八年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）に代行部分の総額を計算する場合について適用する。

む。)、第二十二条又は前条第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の全部又は一部の支給が停止されている月については、(改正後の規定による厚生年金保険法附則第十一条の五第二項第二号(同条第四項及び第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に該当するものとみなす。

**第一十五条 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十七条、第十九条第一項から第五項まで又は第十九条第一項から第五項まで及び改正後の厚生年金保険法附則第九条の規定によりその額が計算されるものに限る。)の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定による高年齢雇用継続基本給付金(以下この条において単に「高年齢雇用継続基本給付金」という。)の支給を受けることができるときは、附則第二十条の規定にかかるわらず、その月の分の当該老齢厚生年金保険法による支給停止基準額と当該各号に定める額(その額に十分の二十を乗じて得た額)に相当する額を支給する。ただし、調整後の支給停止基準額から当該標準報酬月額を減じて得た額に満たないときは、老齢厚生年金の支給を停止する。**

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

年金（その受給権者が附則第二十一条に該当する者であるものに限る。）については、第四条による改正後の厚生年金保険法附則第十一条の六の規定は適用せず、前各項の規定を準用する。この場合において、これらの規定に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 次条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十一条の六の規定は適用せず、第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

11 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者（昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。）が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 该老齢厚生年金が附則第二十一条第一項（同条第二項において読み替える場合を含む。）に該当するとき（第五项（第八項において準用する場合を除く。）は、その月の分の当該老齢厚生年金については、同条の規定は適用しない。

該老齢厚生年金が附則第二十一条第一項（同条第二項において読み替える場合を含む。）に該当するとき（第五项（第八項において準用する場合を除く。）は、その月の分の当該老齢厚生年金については、同条の規定は適用しない。

第三条 附則第十一条の六（<sup>並び</sup>に前各項の規定による老齢厚生年金の支給の繰上げの特例等）

第四条 の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十一条の六（<sup>並び</sup>に前各項の規定による老齢厚生年金の支給の繰上げの特例等）

第五条 第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達したときは、前項の規定にかかる第六項までの規定は、第一項の規定による老齢基礎年金について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項の規定」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第二十一条第一項）」と読み替えるものとする。

第六条 第二項第一号に規定する老齢厚生年金の受給権者が第二項の規定による老齢基礎年金の額に計算されており、当該老齢厚生年金の額に相当する額（その額の上欄に掲げる額）と、「前項中」「同条第二項」とあるのは「額（以下「代行部分の総額」という。）から代行部分の総額につき改正前の厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用して計算した場合

におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額」とする。

13 第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十一条の六第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第十一条の七の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が船員保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

二 国民年金法第五条第一項第二号から第五号までに掲げる法律による退職共済年金（前号に規定する老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。）の受給権者（政令で定める者に限る。）

三 前項の請求があつたときは、国民年金法第二十六条の規定により支給する老齢基礎年金の額は、改正後の国民年金法第二十七条の規定にかかる第六項に定める額に改められる。

四 第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達したときは、前項の規定にかかる第六項までの規定は、第一項の規定による老齢基礎年金について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項の規定」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第二十一条第一項）」と読み替えるものとする。

五 改正後の国民年金法附則第九条の二第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による老齢基礎年金について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項の規定」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第二十一条第一項）」と読み替えるものとする。

六 第二項第一号に規定する老齢厚生年金の受給権者が第二項の規定による老齢基礎年金の額に計算されており、当該老齢厚生年金の額に相当する額（その額の上欄に掲げる額）と、「前項中」「同条第二項」とあるのは「額（以下「代行部分の総額」という。）から代行部分の総額につき改正前の厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用して計算した場合

まる。）を基礎として計算した改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額から政令で定める額を減じた額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算するものとし、当該老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から、年金の額を改定する。

七 繰上げ調整額については、改正後の厚生年金保険法附則第九条第二項の規定は、適用しない。

八 第一項第一号に規定する老齢厚生年金の受給権者が第二項の規定による老齢基礎年金の受給権を得たときは、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第一項から第三項まで、第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第四項及び第五項並びに附則第十八条第四項及び第五項並びに第十九条第四項及び第五項の規定は、その者については、適用しない。

九 繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百四十四に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生年金の受給権者（男子に限る。）が附則第十八条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金の額（繰上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは四百四十四とし、当該月数が二百四十未満であつて、かつ、当該受給権者が昭和六十一年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときは二百四十とす

ること）ができる。ただし、その者が改正後の国民年金法附則第九条の二第一項の請求をしてい るときは、この限りでない。

一 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（改正後の厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（男子であつて附則第十八条第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）であるもの又は女子であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達し

において同じ。)を加算した額を繰上げ調整額とするものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その額を改定する。

10 前項の規定は、繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百四十四に満たないものに限る)が加算された老齢厚生年金の受給権者(女子に限る)。

11 附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金の額(繰上げ調整額を除く)の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が繰上げ調整額に達した月において、その額(繰上げ調整額を除く)を加算された老齢厚生年金の額(繰上げ調整額を除く)の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百四十四に満たないものに限る)が加算さ

れた老齢厚生年金の受給権者(女子に限る)。

12 前項の規定は、繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百四十四に満たないものに限る)が加算された老齢厚生年金の受給権者(女子に限る)。

13 附則第九条第二項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、前項中「第九項」とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。

14 改正後の厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が男子であるものに限る)の額について準用する。この場合において、同条第一項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第号)附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(その年齢に達した当時に准用する)」と読み替えるものとする。

15 改正後の厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が男子であるものに限る)の額について準用する。この場合において、同条第一項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第号)附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(その年齢に達した当時に准用する)」と読み替えるものとする。

16 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十七条、第十八条第一項から第五項まで及び改定後の厚生年金保険法附則第九条の規定による老齢厚生年金(その受給権者が附則第十二条第六項、第十項若しくは第十二項の規定による被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、附則第九条第二項又は同法附則第二十六条第六項、第十項若しくは第十二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた當時、第三項において同じ)と、「前条」とあるのは「前条及び附則第九条並びに同法附則第十七条第六項、第十項及び第十一項」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は附則第九条第二項若しくは同法附則第二十六条第六項、第十項若しくは第十二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

17 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、改定後の厚生年金保険法附則第十二条の規定にかかるわらず、附則第二十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十七条第三項、第十八条第二項若しくは第

た当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十八条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

18 同条第三項中「附則第十七条第三項、第十八条第一項若しくは第五項又は前条第三項若しくは

五項又は前条第三項若しくは第五項」とあるのは「附則第十六条第三項又は第十四項」と、

第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは

第五項において準用する改定後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」とあるのは「改定後

の厚生年金保険法第四十四条の一第一項」と読み替えるものとする。

19 改正後の国民年金法附則第九条の二の規定は、第一項の請求をした者については、適用しない。

20 第二十九条改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十七条、第十八条第一項から第五項まで及び改定後の厚生年金保険法附則第九条の規定による老齢厚生年金(その受給権者が附則第十二条第六項、第十項若しくは第十二項の規定による被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、附則第九条第二項又は同法附則第二十六条第六項、第十項若しくは第十二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当时、第三項において同じ)と、「前条」とあるのは「前条及び附則第九条並びに同法附則第十七条第六項、第十項及び第十一項」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は附則第九条第二項若しくは同法附則第二十六条第六項、第十項若しくは第十二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

21 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、改定後の厚生年金保険法附則第十二条の規定にかかるわらず、附則第二十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十七条第三項、第十八条第二項若しくは第

二十二条に該当する者であるものに限る)の受給権者に厚生年金基金が支給する年金給付についての厚生年金保険法附則第十二条第三項から第五項までの規定の適用に関するもの、前条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの並びに改定後の厚生年金保険法附則第十二条第一項の二第一項に規定する障害者・長

寿者・高齢者等の厚生年金(その受給権者が附則第十二条第六項、第十項若しくは第十二項の規定により当該月数が二百四十未満であったときは、附則第九条第二項又は同法附則第二十六条第六項、第十項若しくは第十二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

22 前項に規定する老齢厚生年金の受給権者がそ

の受給権を有する解散基金に係る年金給付(厚

生年金保険法第一百六十二条の三第二項の規定に

より厚生年金基金連合会が同法第一百四十七条第

四項に規定する解散基金加入員に支給する年金

たる給付をいう。以下この条において同じ)。

23 についての同法附則第十三条の二の規定の適用

に關し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

24 四項に規定する解散基金加入員に支給する年金

たる給付をいう。以下この条において同じ)。

25 についての同法附則第十三条の二の規定の適用

に關し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

26 四項に規定する解散基金加入員に支給する年金

たる給付をいう。以下この条において同じ)。

27 四項に規定する解散基金加入員に支給する年金

たる給付をいう。以下この条において同じ)。

28 四項に規定する解散基金加入員に支給する年金

たる給付をいう。以下この条において同じ)。

29 四項に規定する解散基金加入員に支給する年金

たる給付をいう。以下この条において同じ)。

30 四項に規定する解散基金加入員に支給する年金

たる給付をいう。以下この条において同じ)。

31 附則第二十二条第一項の規定は、解散基金に

係る年金給付(厚生年金保険法附則第一百六十一

合において、附則第二十三<sup>四</sup>条第二項中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。

老齢厚生年金の支給要件に関する経過措置

**第二十八条** 改正後の厚生年金保険法附則第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「並びに附則第八条」とあるのは「附則第八条」と、「附則第二十九条第一項」とあるのは「附則第二十九条第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五号)附則第十四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」とする。

**第二十九条** 改正後の厚生年金保険法附則第十六  
条の規定の適用については、当分の間、同条第  
二項中「又は第九条の四第一項及び第三項」と  
あるのは、「若しくは第九条の四第一項及び第  
三項又は国民年金法等の一部を改正する法律  
(平成六年法律第  
二十一号) 附則第十七条第一  
項及び第三項、第十八九条第二項及び第三項若し  
くは第十九条第二項及び第三項」とする。

附則第十八条第四項及び第五項の規定により  
その額が計算されている改正後の厚生年金保険  
法附則第八条の規定による老齢厚生年金又は附  
則第二十六条第六項に規定する繰上げ調整額が  
加算された老齢厚生年金（その受給権者が男子  
であるものに限る。）であつてその年金額の計  
算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十五  
以上であるものの受給権者であった者が六十五  
歳に達したときに支給する老齢厚生年金につい  
ては、改正後の厚生年金保険法第四十四条第一  
項及び第三項中「その権利を取得した当時」と  
あるのは、「国民年金法等の一部を改正する法

律(平成六年法律第一号)附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き(その年齢に達した当时、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、附則第九条第一項又は同法附則第十六条第六項、第九項若しくは第十一項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至ったときから引き続き」とする。

3 附則第十九条第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金又は附則第二十六条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が女子であるものに限る)であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者があつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項及び第三項中「その権利を取得した当时」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き(その年齢に達した当时、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、附則第九条第二項又は同法附則第十六条第六項、第十項若しくは第十二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至ったときから引き続き」とする。

(改正前の厚生年金保険法による老齢厚生年金等)

条及び附則第十四条第一項の規定は適用しない。

2 改正前の老齢厚生年金については、次項及び第四項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

3 改正前の老齢厚生年金については、その額の計算に関する規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 改正前の老齢厚生年金については、改正前の厚生年金保険法附則第八条第四項、第十一一条、第十三三条第三項及び第十三三条の二の規定を適用せず、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十一条の規定によりその額が計算されているものに限る。）とみなして、厚生年金保険法附則第十三三条第三項から第五項まで及び第十三条の一並びに附則第二十〇条、第二十一条、第二十三三条第二項及び第二十七条の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条 平成七年四月一日前において改正前の厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金（以下この条において「改正前の特例老齢年金」という。）の受給権を有していた者については、改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定は適用しない。

2 改正前の特例老齢年金については、次項及び第四項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

3 改正前の特例老齢年金については、その額の計算に関する規定は、なおその効力を有する。

4 改正前の特例老齢年金については、改正前の厚生年金保険法附則第十一一条、第十三三条第三項及び第十三三条の二の規定を適用せず、改正後の

厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十七条の規定によりその額が計算されているものに限る。）とみなして、厚生年金保険法附則第十三条第三項から第五項まで及び第十三条の二並びに附則第二十一条、第二十二条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二】条 改正前の厚生年金保険法附則第二十九条の四第一項の規定による特例遺族年金については、その額の計算に関する規定は、なおその効力を有する。

（厚生年金保険法による脱退一時金に関する経過措置）

四 第三十三】条 改正後の厚生年金保険法附則第二十九条の規定は、この法律の公布の日において日本国内に住所を有しない者（同日において国民年金の被保険者であった者及び同日以後国民年金の被保険者となった者を除く。）については、適用しない。

2 この法律の公布の日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあっては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）がある者（同年四月一日において国民年金の被保険者であった者及び同日以後国民年金の被保険者となった者を除く。）について改正後の厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同条第一項第三号中「最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあっては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）」とあるのは、「平成七年四月一日」とす。

（厚生年金保険の保険料に関する経過措置）



第二十五条第二項中「第四条第二項」の下に

「又は第三項」を、「郵政省」の下に「又は年金  
福祉事業団」を加え、「同項」を「同条第二項  
又は第三項」に改める。

第五十九条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十  
七年法律第三十一号）の一項を次のように改正

する。  
七年法律第三十一号の一部を次のように改正す  
る。

第二十条中第四項を第五項とし、第三項を第  
四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫は、前二項の規定による場合のほか、  
主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項第  
二号の規定による教育資金の小口貸付けの業  
務のうち、年金福祉事業団法（昭和三十六年  
法律第八十号）第十七条第三項に規定する  
厚生年金保険又は国民年金の被保険者で同項  
の規定により年金福祉事業団のあつせんを受  
けるものからの当該教育資金の小口貸付けの  
申込みの受理及びその者に対する当該教育資  
金の小口貸付けに係る貸付金の交付に関する  
業務を年金福祉事業団に委託することができ  
る。

第二十九条第一項中「第二十条第二項」の下  
に「又は第三項」を、「郵政省」の下に「又は  
年金福祉事業団」を加え、「同項」を「同条第  
二項又は第三項」に改める。

二項又は第三項に改める。

第五十一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三  
号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号中「同法」を「同法」に  
改め、「もの」の下に「及び石炭鉱業年金基金  
法（昭和四十二年法律第百三十五号）」の規定に  
基づく一時金で同法第十六条第一項（坑内員に  
関する給付）又は第十八条第一項（坑外員に開  
する給付）に規定する坑内員又は坑外員の退職  
に基因して支払われるもの」を加える。

第七十四条第二項第六号中「保険料」の下に  
「（同法第八十九条の二第五項（特別保険料）に  
おいて準用する同法第八十二条第一項（保険料  
の負担）の規定により負担する特別保険料を含  
む。）」を加える。

第五十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第  
三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表石炭鉱業年金基金の項中  
「（昭和四十二年法律第百三十五号）」を削る。

（登録免許税法の一部改正）

第五十三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第  
三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十五の二の項を次のように改め  
る。

十五の二 石炭 鉱業年金基金	一 事務所用建物の所有権の取得登記又 は当該建物の敷地の用に供する土地の 権利の取得登記	第三欄の第一号 又は第二号の登 記に該当するも のであることを 証する大蔵省令 で定める書類の 添付があるもの に限る。
石炭鉱業年金基 金法（昭和四十 二年法律第百三 十五号）	二 石炭鉱業年金基金法第十八条の二 (福祉施設)の施設の用に供する建物の 所有権の取得登記又は当該施設の用に 供する土地の権利の取得登記	





平成六年十一月十一日印刷

平成六年十一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F